

提供日 2024/09/04
タイトル 令和6年台風第10号に伴う災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用について（第2報）
担当 危機管理部 危機対策課
連絡先 危機対策課長
TEL 054-221-2072



令和6年台風第10号に伴う災害救助法第2条第2項による救助の終了及び災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用について、以下のとおり決定しました。

1 災害救助法第2条第2項による救助の終了について

(1) 終了区域

下田市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、島田市、藤枝市、牧之原市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

(2) 終了年月日

令和6年9月3日

(3) 対象期間

令和6年8月29日から令和6年9月3日

2 災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用について

(1) 適用区域

静岡市、浜松市、焼津市、磐田市、熱海市

(2) 災害救助法第2条第2項による救助を終了し、災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用を決定した年月日

ア 令和6年8月29日

・静岡市、焼津市、磐田市

イ 令和6年8月30日

・浜松市

ウ 令和6年9月1日

・熱海市

(3) 災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用理由

令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているため。

ご参考：内閣府のページ

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html